

Title	経済発展と経済人：「ホモ・エコノミクス」と「パーリア・カピタリズムス」
Sub Title	
Author	中村, 勝己(Nakamura, Katsumi)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1985
Jtitle	近代日本研究 Vol.2, (1985.) ,p.65- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	福澤諭吉 特集
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19850000-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

経済発展と経済人

——「ホモ・エコノミクス」と「パリア・カピタリズムス」——

中村勝己

一

封建社会が解体し、必要な経過点として独立自営農民層が全社会的規模で成立し、その両極分解を通じ農工兩部門に資本Ⅱ賃労働関係が展開してくるイギリス・アメリカ・フランス型資本主義は、市民社会の上に立つという特徴を有する点で、ドイツ・ロシア・日本などの市民社会を欠く資本主義、すなわち「産業化 industrialization」とは異なる。以下において、イギリス・アメリカ・フランス型とドイツ・ロシア・日本型の特質を簡潔にあげておこう。

(一) 先進国型近代化

[A] イギリス型Ⅱ国内市場型

世界の歴史において、最初に資本主義が順調に発達し、かつ国内市場の上に資本主義が発達したイギリス資本

主義をとりあげよう。

ヨーロッパ大陸、特にドイツは鉱山採掘、精錬冶金部門に関しては明らかに先進技術を有していたから、イングランドではドイツからホッホシュテッターのような巨商を出資者としてむかえただけではなく、じつに二、〇〇〇名にのぼる技師・熟練工をイングランド北部カンバーランドのケズウィックに誘致し、種々の特権を与えて、銅・真鍮、とくに毛織物・刷子用針金の製造にあたらせた。これらの特権企業および熟練工が市民革命期に徹底破壊、特許取消の対象となったことは周知のとおりである。¹⁾

毛織物業に関しても、粗製品は国内産で賄うことができたが、高級品になると原毛もスペイン産メリノ種の羊毛を、紡績・織布・仕上技術に関してもネーデルランドや北フランスの新毛織物業からの熟練工の誘致と技術伝習に依存せざるを得なかった。総じて高度の技術とその技術の要求する経営組織とが未だ整っていなかったイングランドの経済発展の段階に照応して、商業資本の活動の舞台はどうしても仲継貿易となり、工業は加工工業毛織物業についていえばヨーロッパ大陸への原毛輸出か、未仕上品の輸出→オランダで加工という形をとらざるを得ず、商人達はこうした生産力的水準の劣位を反映して、外国市場こそ市場であり、この外国市場との自由な取引こそ国富の源泉であるとしたのである。この「トリー自由貿易」と「特許」「独占」patent, monopolyこそ、自由な生産者相互間の大衆需要を基盤にして国内市場を形成して行く「産業的中産者層」(マックス・ウェーバー)の反独占運動のまさしく攻撃目標となったものであった。

一七世紀の二〇年代、下院を舞台に展開されたエドウィン・サンズ卿を指導者とする反独占運動は特権企業の特権を反社会的なものとして攻撃し、その息の根をほとんど止め、わずかに残存するものは条件つきで存続を許された。チャールズ一世の特権の再度の濫発は、ビュウリタン革命における「マインズ・ロイヤル・カンパニー」

と「ミネラル・アンド・バテリ・ワークス」の破壊を招き、ドイツ人熟練工は殺害された。王政復古後のチャールズ二世の特権の三たびの濫発と「宗教的寛容（カトリックの容認）」とは名譽革命で終止符をうたれたことは周知のとおりである。

そもそも絶対王政の「初期独占」を柱とする殖産興業政策と国教会体制という「社会有機体」体制 *social organicism* を根底から破棄する深部からの変革力はどこから生じるのであろうか。

一国の自然な産業構造の途は、まず、農業から流れ出る生産の余剰を起点として、さまざまな工業諸部門がローカルな地域内部で、一定の順序と経験的な比例に従って展開されていく。これらの農工両部門は、それぞれの地域内部で自己の生産物を商品として供給するばかりでなく、農業・工業部門自体の内部で、また農工両部門の間で相互に販路を提供しつつ市場を形成し、さらに商業諸部門の媒介活動をも加えて、社会的分業の規模を次第に地域的に拡大していく。すなわち、さまざまな生産諸部門が互いに一定の序列と比例関係を保ちつつ、一個の独立の再生産圏すなわち局地的市場圏を構成した。局内分業市場圏は、やがて自然的・歴史的条件の差違をふまえて、諸部門が不均等に発展するようになり、さらに一層広い地域内の再生産圏を形成し、さらに地域相互間の不均等発展は国内市場を成立させることになる。そして、そこから生ずる国民的余剰が、おのずから輸出され、外国貿易が展開される。これが内部成長型の産業構造である。このような一国の産業構造が「事物の正常な途 *natural course of things*」に近づけば近づくほど、その経済成長の展望は大きく、かつ豊かであったといえる。⁽²⁾

イングランドの国民的工業であった毛織物業は、まずイングランド東部、ついでイングランド西部へ、さらにイングランド北部へと中心を移動させていき、製品の種類も経営形態も資本類型も複雑な動きを示しつつも変化

していった。綿業はランカンチャー東部へ、鉄工業はシェフィールドからパーミンガムへ、石炭業もダーラムからパーミンガム周辺へと中心を移していった、このような変化の核心は、「産業的中産層」の両極分解を伴う資本および賃労働の形成を軸として、比較的購買力の高い賃労働者・農民などを対象とする粗生産物の大量生産と、中産階級を購買者とする各種の消費財工業（住宅建設その他）の繁栄、ジョン・サースクのいわゆる「国内市場型社会 consumer society」⁽³⁾であった。このような国内市場の形成を背景として、経済学史・経済思想史上においても、あの国内市場論がウィッグ系出版物⁽⁴⁾の基調をなすにいたったのである。

このように、ヨーロッパ封建社会の辺境であったイングランドは当初から資本主義の波頭に立っていたのではないのであり、ある段階で、産業的中産層の成熟をまっけて、資本主義発展の波頭となったのである。

イギリス資本主義発展の歴史においても、あのトーマス・マンからジョサイア・チャイルドに至る東インド会社派の中継貿易業者がインドの土着綿織物工業への寄生度を高め、その本国への輸入によって、本国の毛織物工業その他に犠牲を強いるような動きもなかったわけではないが、名誉革命によって、このようなトリー自由貿易派の動きは終止符を打たれ、広範な勤労民衆の動きを背景とする内部成長型の産業構造の典型的な展開と、そこから流れ出る国民的な余剰、すなわち国民的産業たる毛織物工業その他の製品の輸出と、その原料とその他の国民的必需品の輸入を基軸として、その周辺にそれに従属せしめられた中継貿易を配置する、そうした国民経済の型がはつきりと打出されるようになった。

〔B〕 植民地↓国内市場型。アメリカ型。

アメリカ合衆国においてもニュー・イングランドに独立自営農民層が広汎に成立して、中部諸州内陸部にも自営農民層が成立し、西部諸州でも、土地投機業者に妨げられつつも、開拓農民が定着して行った。独立戦争

から一九世紀の初頭にかけて、毛織物業と鉄工業を中心にして、国内市場向けの自給工業が一八世紀半ばのインダランドに匹敵する程度に迄発展していた。この意味で、アメリカとすでに産業革命に突入しつつあったイギリスの間の生産力の格差は決定的なものではなかった。独立期から第二次英米戦争終結迄の一時的繁栄を経て、一八一五年以降のイギリスの工業製品の氾濫の中から、これに抗しつつ、まず綿工業、次いで毛織物業及び鉄工業において、イギリスと競争していけるだけの生産力の形成に成功した。この間に、イギリスにおけるトリー自由貿易論対ウィッグ的保護主義論の対立と同様に、南部プランターおよび海港諸都市商人の自由貿易論と中部産業資本の幼稚産業保護論との対立が見られ、後者による前者の圧伏がアメリカ資本主義発展の途でもあった。南部プランター及び海港商業資本は、アダム・スミスの『国富論』により棉花その他の特産物の輸出、イギリス工業製品の輸入という「自由貿易」を唱えた。ドイツから亡命して来たフリードリッヒ・リストは「フィラデルフィア製造業促進協会」との接触を通じて、保護主義の強い影響を受け、ドイツ帰国後『経済学の国民的体系』(二八四一年)を書いた。スミスは、仲継貿易資本の利益によって、国内工業が潰滅するような「再版」植民地制を支持するような理論を有していたのではない。⁽⁵⁾

アメリカ合衆国建国当初の初代財務長官アレクサンダー・ハミルトン Alexander Hamilton は、あの有名な『製造工業報告書 The Report on Manufactures』(一七九一年)の中で、「繁栄せる農業の上に立つ工業の繁栄」という政策論を展開している。

この場合「繁栄せる農業」とは植民地時代以来の南部のプランテーション農業を意味していたのか、あるいは中・北部農村に見られた広範な独立自営農民のそれを意味していたのか、あるいは素材視点に立って両者をもに含めて考えていたのか、という点について、今日見解が分かれており決着がついていない。また「繁栄せる農

業の上に立つ工業の繁栄」といわれる場合の「工業」も、殖産興業型の特権マニファクチュア、または特権工場（いわゆるS・U・M型工業）の建設を考えていたのか、それとも農村の内部に自然発生的に展開してきたいわゆる「農村工業」を指していたのか、あるいは両者を峻別しないままに「農業の繁栄の上の工業の繁栄」というとらえ方をしていたのか、今日なお未解決の問題である。⁽⁶⁾

しかし、その後の南部の歴史の発展過程を検討すれば、イギリス向け棉花を栽培する棉作プランテーション地域が原棉供給地であるとともに、イギリス工業製品の市場という性格をますます顕著に示すようになり、それとともに自己の内部にあったわずかな自給的工業もナポレオン戦争終了以後ほとんど壊滅状態になったことはよく人の知るところである。

これに対して、中・北部におきましては、独立自営農民の繁栄と結びついて、サムエル・スレイターの最初の綿工場以来、第二次ナポレオン戦争終了の一八一五年まで、急速に綿工業が興隆し、戦争終了後の一時的な壊滅状態も、やがて技術革新によって克服され、一八三〇年代に至れば、国内市場と結びつく形の国民的な産業にまで発展するようになったのである。

アレクザンダー・ハミルトンの下で財務次官を勤めたテンチ・コックス Tench Cox は A View of the United States of America, 1794, という著作の中で、「均衡のとれた国民経済 balanced national economy」論を展開している。彼は、'A plan for encouraging Agriculture, . . . '(A View. . .) においてハミルトンよりもっとそう明確に、繁栄し多様化、diversified された農業の上に立つ工業の繁栄と多様化を構想しているのである。テンチ・コックスに関しても、この農業と工業をどのような歴史的社会的性格のものとして規定すべきかという点について、なお論すべき問題が残されているが、アメリカ国民経済の全体の構造を、オランダ型の顛倒した貿易国家と呼ぶこ

とはとうていできない、ということだけは明白だと思われる。

アメリカ合衆国の経済的発展の発端において独立自由な農民層の広範な成立と展開、そしてその完全な両極分解と密接にからみ合つて工業が繁栄した。この農業の繁栄と多様化を踏まえた工業の繁栄と多様化は、工業の質を規定した。そしてこのような農業と工業の発展は、当該社会の歴史的な性格、政治・社会・思想的な自由の創出の度合をも規定することになるのである。

〔C〕 国外市場型Ⅱオランダ型貿易国家。

デフォーによれば、イギリス経済にあつては、元本はすべて国内で得られ、経済がすべて国内から出てくるのに対して、オランダ人は実は世界の中継貿易業者、貿易の仲立商人、ヨーロッパの代理商ないしはブローカーである。つまり、購入しては転売し、運び入れては送り出す。彼らの営む広範な経済の大部分は世界各地からの供給を受け、さらにそれを全世界に供給するという事に存する、というのである。

このように、一八世紀前半から半ばにかけてのオランダ経済の基本的特徴は、なによりもまず他の国から輸入して、それをさらに別の他の国へ輸出するという中継貿易 *carring trade* の営みを根幹ないしは土台として打ち立てられ、さらにその中継貿易に載せるのに必要な限りの農業および加工工業 *trading* をその下部に組織していた、ということが出来る。資金の前貸と商品の買占め、強制集荷と規格検査、および前貸金と手数料諸経費を差引いた手取売上代金の支払いによる金融的従属を通じての買叩き、これらは国際商社の仲継貿易資本に共通の特質である。

こうした仲継貿易資本の生産支配は、植民地時代のイギリス領北アメリカ南部植民地のタバコ栽培ならびに独立後から一八三〇年頃までの南部諸州の棉花栽培部門にも見出されるが、それが国家的規模にまで発展したのは

フランス革命以前のオランダにおいてである。

もちろんオランダでは、ライデンの毛織物工業、ハールレムの亜麻織物工業のような国民的産業が健在であり、それを背景に一連の保護主義的な政策を求める動きも見られなかったわけではない。しかし、これら内部成長型の産業構造を推進しようとする勢力と、絶対王制の再建をねらうマウリッツ・ファン・オラニ派ら封建貴族との連合勢力は、中継貿易の利害を擁護する勢力と抗争を繰返したが、内部成長型勢力は中継貿易産業の利害にただいに従属させられ、富裕な商人の農村の土地取得による地主化と、アムステルダムを中心とするギルド的工業規制の農村への拡張と、農村工業の間屋制下への組織化とによって、農業も工業も中継貿易型の経済循環に従属し、その下で二重構造を形成するようになった。

このようなイギリスとオランダの経済発展の相違は、地理的自然的条件の相違によるところもあるが、しかし経済的社会的条件、すなわち内部成長型の産業構造と中継貿易型の産業構造との対立抗争と、中継貿易型の勝利にオランダの経済的発展の特質を求めることができる。オランダ型貿易国家は両派の間に何回も衝突をくり返しながら、イギリス産業の競争により破滅的打撃をうけ、経済的衰退におちいり、ついに、フランス革命の成果をふまえたナポレオン軍の助力のもとに、土地改革と貿易商人の追放によって、はじめて内部成長型のコースが前面にあらわれてくることになった。⁽⁸⁾

(二) プロシヤ型「近代化」

ドイツの近代化は、土地制度における封建制の残存により特徴づけられた点で、英・米・仏の諸国と区別される。イングランドに対するかつての生産力的優位は、宗教改革→ドイツ農民戦争→領邦国家の形成→三〇

年戦争という逆コースにより何度も不幸な後退を重ねつつも、一八世紀を経て、一九世紀前半にいたってドイツ・マンチェスター派自由貿易論と西南ドイツ産業資本との対立がようやく歴史の日程にのぼることになった。しかしフリードリッヒ・リストの不幸な自殺に象徴される東部ドイツのユンカーと特権都市商業資本の連合体の頑強な後進性は、イングランドやアメリカ合衆国とドイツとを区別するものであった。一七九〇年代からフランス革命の側圧をうけた農奴解放の波は、ライン・プロイセン、ヴェルテンブルクから次第に東へ波及し、イエナの敗戦後のプロセイも農奴解放にふみきった。賦役は廃止されたが、農民負担の増大は一九世紀半ばまでつづき、それが産業革命期の工業のための国内市場の形成を妨げることとなった。⁽⁹⁾

市民社会を欠く資本主義は、先進国の外庄の故に、止むをえず部分的に開国し、国家の独立と安全という至上命令のために有効な限りにおいて先進国の歴史的諸遺産を選別的に撰取し、政治・法制・軍事・経済の近代的改装に努めた。こうしてひとたび上からの近代化に成功するや、農奴制度と封建的營業権の独占とを廃止することなしに殖産興業路線を推進して来た結果としての国内市場の狭隘性を解決しようとして、早期に軍事的経済的対外進出をするようになった。市民的自由を排除した、「社会的魂」⁽¹⁰⁾（高橋幸八郎）なき商工業立国⁽¹¹⁾殖産興業政策は、ななくずしの近代化といえどもある程度すすめば、私的所有権の確認、金納地租、移動・就業の自由によって、共同体的慣習とエートスとを崩壊させた。これに対して、国家は「公序良俗」「醇風美俗」を守るべく、上から共同体原理の再建を進めようとした。

(三) 途上国型「近代化」

先進国の資本がかつての植民地にいかにか植民地経済構造⁽¹²⁾ステイブル・エコノミー、あるいはモノカルチャー

型の経済構造を刻印したか。先進国の資本はその主観的意図にかかわらず、これらの地域の伝統的な経済構造を破壊し、それを植民地型の経済構造に再編成していった。そしてその過程で、先進国の資本と連携する現地の一部の少数の勢力をつくり出していった、と同時に、先進国の資本による植民地の再編は、必然的にその支配から離脱しようとする民族主義的な運動を生み出した。しかも先進国の支配のあり方は、そのアンチテーゼとしての民族主義そのものに刻印を与えている。すなわち民族主義運動それ自身が、かつての植民地型経済の後、遺症を深く負っている。

先進国または植民地宗主国から導入された国勢調査^{センサス}、地方自治政府組織、憲法制定と議会、初等教育、法律制度などは、生産・工学技術、経営組織および経営技術（株式会社、簿記経理技術、金融制度、労務管理など）などとともに、最も合理的な能率的なシステムとして、後進国自体の近代化のためにどうしても採用せざるを得ない普遍性をもつ諸制度ないし技術であった。

ところで、後進地域の農業にはどのような変化が起ったであろうか。日本の地租改正や植民地支配下の地域に見られた土地改革のように、土地所有権の確定→地籍簿の作成→金納地租賦課→共同地公収→払下げという過程は、内在的、生産諸力Ⅱ社会的分業の展開を伴わないか、自生的発展との間のギャップの伴う強制的な商品経済への編入であった。また外部資本の流入による在来産業の支配は、鉄道その他の輸送・通信手段の整備とによりいっそう促進された。こうして伝統的共同体を基盤とする在来社会は解体の途をたどることを余儀なくされたのである。

農業は自給用農業から商品作物栽培へ、先進国向けの食糧または工業原料・嗜好品の生産へ強制的に編成替えされ、かつての豊かな農業国又は地域はいまや食糧の自給さえできなくなり、食糧の輸入国に転化した。特産物

輸出によって国民所得が増大し、農業生産性は向上しても、この種の特産物生産を組織したのは外国資本、後進地域・植民地の大地主、特産物商人、高利貸などであり、したがって富はいちじるしく不平等に分配された。特産物生産への転換と食糧の輸入への依存は、その変化に適應できなかった在来農民の没落・消滅を意味したのである。

他方において後進地域・植民地の在来工業はどうなったか。いつの時代にも、どこにも、必要な自給的工業は、それぞれの自然的条件をふまえて、多かれ少なかれ存在するものである。しかし、先進国との接触とその支配下への編入によって、特産品輸出のかわりに先進国から良質かつ廉価な工業製品が流入するようになると、在来工業は特殊な技術と感受性とを必要とする精緻な手工業製品（たとえばインドの更紗、イランの絨緞、日本の生糸・絹織物、各地の民芸品など）を除き、すべて一掃され、さらに上述の特殊在来工業でさえも、ときには生産工程の一部が機械化され、外部商人の手により問屋制的に編成されるようになったのである。

後進地域は、このような農業および工業の世界的規模での商品生産への編入によって、そうなることが「経済的に最も合理的」なのだという理由づけにより、従属的地位に位置づけられ、また自ら位置づけたのであった。もちろんこれらの地域において「民族資本」と称する旧植民地大地主・商人・高利貸・部族指導者その他の手によって、流入する先進国製品の間隙を縫って、ある場合にはこれと補充関係に立ちつつ、場合によっては競合関係に立ちつつ、民族工業が台頭してきた。インドでも、フィリピンでも、イランでも、その他いづこにおいても、この種の旧支配層の内部的開明的部分により民族資本が形成され、政治的・法制的・技術的改良が推進された。しかしこの種の民族「資本」には抜き難い古さがつきまとい、またこの種の「古さ」こそ、貪欲なまでの開明性とならんで、民族資本台頭の秘密でもあったのである。民族的独立への要求がたかまればたかまるほど、

この貪欲な開明性（いわゆる「パトリアカ作型」⁽¹¹⁾（内田義彦）もまた昂進することになるのである。未解体の共同体を内的必然性をまたずに、外から、あたかもブルドーザーのように、とり潰し破壊すれば、共同体の破片はとび散り、共同体の酵母として擬似「近代」社会を隅々まで侵蝕することになるのである。共同体の人間が擬似「近代」人を装うのである。旧き土俗的習俗は「神々の黄昏」⁽¹²⁾どころか復活し、乱舞するにいたるのである。そして何を血迷ってか、「共同体の復権」にこそ「近代の超克」の鍵があるなどと僭称するにいたるのである。

植民地型経済構造への編成替えが進行すれば、小作人・農場労働者・工業労働者、そして大量の脱農化した都市下層民は、このような擬似「近代化」に対抗する勢力として台頭してくることになる。しかし外的利害状況において対立するように見える人々が、相手と同一の斑痕を有することも稀ではない。反「近代」的、植民地独立運動の内部に見られる旧血縁、地縁共同体への回帰、怨恨と衝動による直接行動、内面的規律と陶冶の欠如、思考の硬直と反主知主義的傾向は斑痕のあらわれである。「社会的魂」⁽¹³⁾がくり返し問題とされ、civil society と経営と労働のヒートス（マックス・ウェーバー）がとりあげられるゆえんである。⁽¹²⁾

(一) Hamilton Henry, *The English Brass and Copper Industries to 1880*. London, 1926. rep. ed. 1967; Donald, M. B., *Elizabethan Copper: The History of the Company of Mines Royal, 1568-1605*. Oxford, 1955; Donald, M. B., *Elizabethan Monopolies: The History of the Company of Mineral and Battery Works, 1568-1604*. Edinburgh and London, 1961. 大塚久雄「イギリスにおける初期の鉱山会社」、『近代資本主義の系譜』所収。『著作集』第三巻）、大塚久雄「初期独占論」、『著作集』第三巻所収）

(二) 大塚久雄『欧州経済史』（弘文堂刊）（『著作集』第四巻、所収）、同「資本主義の起点における市場構造——経済史からみた『地域』の問題——」、同「近代化の歴史的起点——とくに市場構造の観点からする序論」（ともに『著作集』第五巻、所収）

大塚氏の『序説』及び『著作集』所収論文以後の研究については次の如きものがあつた。

手織物業のいじりば、Ramsay, G. D., *The Wiltshire Woollen Industry in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*. Oxford, 1943. F. Cass reprint ed. 1965; Atkinson, Frank, *Some Aspects of the Eighteenth Century Woollen and Worsled Trade in*

- Halifax. Halifax, 1956; Ponting, K. G., A History of the West of England Cloth Industry. London, 1957; Supple, B. E. Commercial Crisis and Change in England, 1600-1642. London, 1959; Carnus-Wilson, E. M., 'Textile Industries before 1550' (V. C. H., Wiltshire, Vol. IV, 1939, pp. -) Mann, Justia de Laey, Textile Industries since 1550' (V. C. H., Wiltshire, Vol. IV, 1939, pp. 148-182); Do, Ced) Documents Illustrative of the Wiltshire Textile Trades in the Eighteenth Century (*Wiltshire Arch. and Natural Hist. Soc. Records Branch*, Vol. XIX for 1963, Denizes, 1964) Do, The Cloth Industry in the West of England from 1640 to 1880. Oxford, 1971; Thirsk, Joan, 'Industries in the Countryside' (in Fisher, F. J. ed. *Essays in Economic and Social History of Tudor and Stuart England in Honour of R. H. Tawney* Cambridge, 1961, pp. 70-88); Tann, J., Gloucestershire Woollen Mills. Newton Abbot, 1969; Bowden, Peter J., The Wool Trade in Tudor and Stuart England. London, 1971; Ponting, K., The Woollen Industry of South West England. London, 1971. Lowe, Norman, The Lancashire Textile Industry in the Sixteenth Century. Manchester, 1972. (Chetham Society, 3rd. Series, No. 20); Jenkins, J. G. (ed) The Wool Textile Industry in Great Britain. London, 1972; Harte, N. B. and Ponting, K. G. (eds), Textile History and Economic History: Essays in Honour of Miss Julia de Laey Mann. Manchester, 1973. Jenkins, David Trevor, The West Riding Wool Textile Industry 1770-1835: A Study of Fixed Capital Formation. (*Pasold Studies in Textile History*) London, 1975; Harte, N. B. and Ponting, K. G., Cloth and Clothing in Medieval Europe: Essays in Memory of Professor E. M. Carnus-Wilson. (*Pasold Studies in Textile History*) London, 1983; Jenkins, D. T. and Ponting, K. G., The British Wool Textile Industry, 1770-1914. (*Pasold Studies in Textile History*) London, 1982; Bridbury, A. R., Medieval English Clothmaking: An Economic Survey. (*Pasold Studies in Textile History*) London, 1982
- 綿業史誌「チャプマン、スタンレー D.、The Early Factory Masters. The Transition to the Factory System in the Midlands Textile Industry. Newton Abbot, 1967; Do., The Cotton Industry in the Industrial Revolution. (*Studies in Economic History*, Macmillan, 1972) が新編の研究資料である。
- Clark, Peter (ed), Country Towns in Pre-Industrial England. (*Themes in Urban History*, Leicester U. P., 1981) は戦後史の研究で有名だが、ウォリックシャーのソウマーマンチオスターなどの都市の社会的分業を扱っている。
- Emmison, F. G., Wills of Essex Gentry and Merchants (*The Elizabethan Life*, Vol. IV, Essex Record Office, 1978); Do., Wills of Essex Gentry and Yeoman (*Ibid.*, Vol. V, 1980) は、展覧 Elizabethan Wills of South-West Essex kylin Press, 1983. と共に織元やモーメンの遺言状、遺言検認記録を復刻したものと、注目を浴びてゐる。

論文については、上記著作の文献目録を参照されたい。

大塚氏の研究成果が「もはや out of date だ」というには最低限これらの諸研究が検討されて然るべきであろう。史実についての豊富な最新の知識は、直ちに正確な歴史認識を意味しない。また研究対象を現代に移すことがラディカルなのだと錯覚するような方法的輕薄さからは、真に顧みるに足る何物もうまれて来ないであろう。

- (3) Thrisk, Joan, *Economic Policy and Projects: The Development of a Consumer Society in Early Modern England*. Oxford, 1978. 三好洋子訳『消費社会の誕生——近世イギリスの新企業——』（東京大学出版会刊、一九八四年）
- (4) 山下幸夫『近代イギリス経済思想』（岩波書店刊、一九六八年）、一天川潤次郎『デフォー研究』（未来社刊、一九六六年）、大塚久雄『国民経済』（岩波書店刊）（著作集、第六卷所収）
- (5) 中村勝巳『アメリカ資本主義の成立』（日本評論社刊、一九六六年）、中村勝巳『アメリカ資本主義論』（未来社刊、一九七一年）
- (6) 田島恵児『ハミルトン体制研究序説』（勤草書房刊、一九八四年）、中村勝巳『ハミルトン保護主義の一考察』（『アメリカ資本主義論』所収）
- (7) 宮野啓二『アメリカ国民経済の形成』（御茶の水書房刊、一九七一年）
- (8) 大塚久雄『オランダ型貿易国家の生成』（『著作集』第六卷、石坂昭雄『オランダ型貿易国家の経済構造』（未来社刊、一九七一年）。
- (9) 松田智雄『近代の史的構造論』（『近代思想社刊、一九四八年、ベリかん社、一九六八年）同『ドイツ資本主義の基礎研究』（岩波書店刊、一九六七年）、諸田実『ドイツ初期資本主義研究』（有斐閣刊、一九六七年）同『ドイツ関税同盟の成立』（有斐閣刊、一九七四年）、柳沢一（一九六七年）、
- (10) 業資本成立史論』（未来社刊、一九七一年）大野英二、住谷一彦、諸田実編『ドイツ経済政策史序説』（未来社刊、一九七三年）、川本和良、ドイツ産業資本成立史論』（未来社刊、一九七一年）
- (11) 内田義彦『日本思想史におけるウェーバーの問題』（大塚久雄編『マックスウェーバー研究』東大出版会、一九六五年所収）（のち内田義彦『日本資本主義の思想像』岩波書店刊、一九六七年所収）。
- (12) 中村勝巳『現代世界の歴史構造』（リプロポート刊、一九八四年）

近代化の前提

(一) 西ヨーロッパ近代化の前提

近代化ないし産業化 industrialization のあり方は、第一に、近代化の前提条件に深く影響される。前提条件はしばしば「封建制の内部編制とその強度」であるといわれているが、その内容はかならずしも明快とは限らない。「封建制」が克服の対象とされた頃、いち早く大塚久雄氏および上原専祿氏が「封建制」概念の多義性を指摘し、西ヨーロッパ封建制 Feudalism, Feudalismus, Feodalite 概念の厳密な規定を求め、学術論争の空転を戒めた。⁽¹⁾

マルク・ブロックは「封建制は世界に唯一度起った現象ではなかったのである。ヨーロッパと同様に——勿論深いいくつかの相違点が存在することはさげがたいことであるが——日本もまたこの段階を経過したのである。

他の諸社会もこの段階を経過したのであるか。もしそうならば、いかなる原因の影響下によってなのか、それはおそらくは共通の影響によるものであろうか。これは未来の研究が解くべき謎である」としながら、さらに語をついで、「日本史の遠い昔に、同血集団あるいは同血集団と見做される集団がみられた。次いで、西紀七世紀末頃に中国の影響下に、ヨーロッパにおけるカロリング朝と同じ様に、臣民を一種の精神的保護権の下に置こうと努めた国家体制の創設がみられた。最後に——一世紀あるいはその前後に——普通封建制と呼ぶのを慣わしとする時期が始まる」としつつも、「家土制の系が天皇にまで達するまえに終っていた」こと、家土制はヨーロ

ッパより「はるかに服従の行為であり、契約の性格が乏しかった」し、「複数の領主を認めなかった」こと、領地は分散所領の形をとっていたが、領主直営地を欠いていたこと、米作水田が支配的農耕であって農民の従属も独自の諸形態をとったことを指摘している。また、「天皇の神的権力をオマーージュによって構築された体制の域外においていた日本においては、西ヨーロッパの封建制に酷似する体制ながら、これに類似したものが何ら生じなかったのも偶然ではなかった。」そこから「権力を拘束しうる協約」、「国王あるいは裁判官が法に反して行動する時には、何人たりとも国王と裁判官に抵抗し、また彼らに対する戦いを助けることが許される」という抵抗権という原理は生じ得なかった。「西ヨーロッパ封建制が卑賤な人びとにはいかに苛酷なものであったとしても、西ヨーロッパ文明に今日もなおわれわれが存続を望んでやまないあるものを遺したことは明らかであるという意識は生じ難かった。」としている。⁽²⁾

元来わが国には「封建制」概念の成立には大雑把に五つの系譜があった。古くは儒学的「封建」概念、法制史的フューダリズム概念、社会経済史的マナー制概念、マルクス主義唯物史観による生産様式ないし社会構成概念、およびマックス・ウェーバーの社会経済史・社会学による封建制概念が相次いで導入されたが、相互につきあわせ、異同を厳密に追求していく学問的手続きを欠いたまま、雑然と流通するに到った。

第一に、わが国には先づ徳川時代末期以来の先秦時代、特に周代において国家統治組織として採用された「封建」制度を中心として形成された儒学的「支那学」的「封建」概念が見られる。『日本外史』および田口卯吉『日本開化小史』に見られるように、鎌倉政権の成立にその濫觴を求め、江戸法制にその完成を見るものである。

第二に、ヨーロッパ中世に存在する封建的国制に関する法制史的概念である「封建制度」feudalism、Lehnswesen、feodalitieが第一の儒学的「封建制度」概念に当るものとして導入され、この導入により、その内容が拡

大され、普遍化され、日本の武家法制が解釈されるようになった。

第三に、社会経済史的封建制度概念である。元来ドイツ歴史学派につながる経済史学にあつては、「莊園」制 *manorial system, Grundherrschaft, seigneurie* が西ヨーロッパ封建制の経済的基礎として、普遍的な概念として用いられるようになった。

第四に、マルクス主義唯物史観の封建的生産様式概念も導入され、経済および政治過程の分析に多くのすぐれた業績がもたらされた。世界史の普遍的発展法則を導入することによって、「国史」という批判的研究を許さない一つの聖域を設定して、特殊²に神聖不可侵としてきた世界を、はじめて普遍史の座標軸の中で、批判的視点から研究することが可能となった。しかしとりわけ個人人格の自立を起点とする上部構造の自律性と文化諸領域の対立緊張との欠如しているわが国においては、基底還元的唯物史観は大きな魅力をもつものとして受容された。その故に唯物史観の継起的発展法則へのもたれかかりは増幅され、すべての社会は例外なく継起的諸段階を必ず経過すべきものとされた。しかし、晩年におけるマルクス自身の歴史理論の変化、とりわけ近代西洋と非ヨーロッパ世界との相異、アジアの共同体の問題が自覚されるようになるにつれて、ヨーロッパ又はそれ以外の地域の「奴隸制」「封建制」について継起的発展段階理論の普遍妥当性が、相対化されるようになった。⁽⁴⁾

第五にマックス・ウェーバーの『古代の農業事情』『経済史』および『経済と社会』中の「支配の社会学」「都市の類型学」「宗教社会学」など社会経済史・社会学の影響をうけた封建制度論である。大塚久雄氏はさきに言及した二つの論文において第一にアジアの水田耕作のもとにおける労働生産性の低さからくる零細集約農耕と、そこから生ずる発展諸段階と人間類型の限度を知らぬシンクレティズムが西歐的フーフエ農民に対して日本農民の生産諸関係と社会構成の質を規定したことを指摘し、さらに、第二に、フーフエ農民の自立と発展をふまえて、

家族関係、家族擬制関係、家父長的関係から解放された自由な個人による双務契約的誠実関係の上に社会が築かれていること、第三に、中世都市のギルドの特権⁽¹⁾自由、政治的・法律的独立と身分的上昇は封建制の枠内に極限まで見られ、しかもその支配の外部に自由な農村工業が成立するという絶対王政の特殊な内部構造を指摘している⁽²⁾。

こうした特徴をもつ西洋封建制は、日本はもとより、非ヨーロッパ地域の近代以前の社会とも著るしく異なった社会であるといえよう⁽³⁾。

カーボーン編「歴史における封建制」(一九五六年)の問題の多い安易な分析方法は研究をかえって触発し、以て後広く、非ヨーロッパ世界をも視野にとり込むことによつて、「公式」一般の厳密な反省と現実の多様性への肉迫が要求されることとなった。

マックス・ウェーバーは『経済と社会』第二部第九章「支配の社会学」において、

(1) ライトゥルギー的封建制。——屯田兵、国境守備兵、特殊な軍事義務を負担する農民(クレーロス保有兵、ゲルマン人屯田兵、ローマ帝国末期国境警備屯田兵、コサック騎兵)

(2) 家産制的封建制。(a) 荘園領主的封建制。——内戦時代のロマの貴族の利用していた小作人召集軍、古代エジプトのファラオのそれ(b) 体僕領主制——古代バビロニアおよびアッシリアの奴隸軍、中世アラビアの私兵隊など——(c) 氏族⁽⁴⁾的封建制——ローマ貴族の私兵としての世襲的保護民

(3) 自由な封建制。自由な封建制については、(a) 従士制⁽⁵⁾的封建制——専ら人的誠実関係にもとづくものであり、荘園領主権の授受を伴わない(大部分の日本の侍、メロヴィンガ朝のトゥルステイス)、(b) プレバンデ的封建制——人的誠実関係を伴わず、もっぱら荘園や租税徴税権の授受にもとづく(トルコのレーエンを含めて、近東オリ

エント諸国)、(c)レーエン的封建制——人的誠実関係とレーエンとが結合している(西欧)、(d)都市支配的封建制。——戦士の仲間団体——これは個々の戦に与えられた戦士割当地にもとづいている——による封建制(スバルタ型の典型的なギリシアのポリス)を挙げている。⁽⁹⁾

ウェーバーの「封建制」概念には、「土地領主制」や「資本主義」などにおけると同様、広義と狭義の概念をさまざまなレベルで決疑論的に組合せ、次第に西ヨーロッパ中世に固有な現象に絞りこんでいく方法がとられていることに注意する必要がある。当面われわれにとつて、(a)―(a)、(b)―(b)が問題となりうるであろうが、類型は史実の側から組みあげられねばならない。

一九六〇年代以降アメリカを中心とする「近代化 Modernization」「工業化 Industrialization」論が導入されると、「近代化」・「工業化」以前の段階を、厳密に歴史的に規定する代りに、「前近代 pre-modern」「前封建的 pre-feudal」という概念によつてとらえようとするようになった。非ヨーロッパ世界が資本主義の循環にまきこまれて行く以前の段階は、西ヨーロッパの意味での「封建的」とはいえない特質をもっていることは明白であるから、脱イデオロギー的な緩い概念でくくっておいて、その内容を特定の指標を手がかりに分析していくこうとするのは、理解できないことではないが、「前近代」の社会的歴史的規定を抛棄すれば、当然に「近代」そのものの質的規定をも抛棄せざるを得なくなるであろう。そしてそこでは、産出量、貿易額、物価、賃金、人口など、測定可能な量的な「普遍的な」指標だけが残ることになるであろう。

日本「近代」とは欧米近代と比較して、いかなる歴史的特質を有するかという問いは、ここに生を享け、ここに生きざるを得ない者にとり、また普遍的価値とは何かについて深い関心をもたざるを得ぬ者にとつて、避ける事の出来ぬ課題である。日本は「どこからどこへ wovon und wozu」行くのかという問いは、西洋近代文化、

發展途上国、社会主義諸国のそれぞれについて、それがいかなる特質を有し、「どこからどこへ」行くのかという問いと不可分に絡みあっているであろう。

この「どこから」という問いの中に近代化の前提としての「封建制」の「内部編制とその強度」の問題が含まれているであろう。

西ヨーロッパ——すなわちアルプス以北、エルベ河以西、ピレネー山脈以東、およびイングランド——においては近代化の前提は——その内容は国により相違があったとはいえ、なお——「封建制度」と呼ばれる政治・社会・経済体制であった。しかし広義のヨーロッパ、すなわち、アルプス以南、エルベ河以東、ピレネー山脈以西では「封建制度」の内容は西ヨーロッパのそれと異なるものがあつたし、まして広義のヨーロッパの更に外部にひろがる広大な非ヨーロッパ世界は、若干の例外を除き、とうてい「封建制度」とは呼びえない世界であり、「アジア的」という規定を導入しても、灌漑農耕、遊牧、狩猟、漁撈など生業のあり方により支配と共同体の内部構造と段階とを異にしていた。

さきに言及したマルク・ブロックが『封建社会』において、封建制は西ヨーロッパにおいてのみ起つた現象ではなく、日本も封建制の段階を経過したが、その類似性にも拘らず、相違点があると指摘して、次の諸点をあげているのは示唆的である。すなわち、天皇が封建的忠誠保護の連鎖の外部に立っていた。封建関係は双務契約性を持たなかつたし、複数領主制（「忠臣は二君にまみえず」）も認められなかつた。領主は生産的活動に関与せず、領主直営地を欠いていた。水田稲作は農民の隷属度を高めた。権力を拘束する抵抗権原理はついに生じえなかつた、というブロックの指摘は、以後の研究の出発点たりうるものである。

農耕儀礼の最高の司祭としての天皇は「不徳」の故に「易姓革命」の対象となることもなく、「万世一系」の

世襲制を採り、世俗の軍事的支配者の「支配の正当性」^{レジティマティ}根拠として機能したことは後代にも重大な影響をおとすことになった。俗界領主の主従間の忠誠と保護関係は、封臣ではなく、封主の方にウェイトがあり、主君の保護の内容は不明確であるのに反して、封臣の側の忠誠の内容も亦不明確であった。軍役の規模・軍事力の編成、出役期間、出役への報酬、出兵範囲など不明確であつて、それ故に無拘束な恣意的命令が戦略的に、懲罰的に、出される可能性が残されていたし、公役・土木工事負担も恣意的、戦略的、懲罰的であり得た。契約のない所には恣意が生じ、計算可能性は生じ難かつたのである。外来救済宗教をすべて「国家鎮護」「五穀豊穡」を中心とする現世内福祉^{ウェルフェア}体制^{システム}の内部にとり込み、同化しさり、国家ないし政治に対立し、本質的に異質の世俗的・超現世的救済財を供給する宗教、特に偉大な使命預言の出現を著るしく困難ならしめた。一六世紀にジェスイットのカトリシズムを徹底的に絶滅し、叡山・石山本願寺の焼打、こともあろうに仏教僧侶の手により寺請制下に切支丹宗門人別改を推進して行く苛烈さにあらわれる現世的支配の徹底的自己完結性は著るしい特質である。そこにおいては、聖俗両界の対立、例えば、カノッサの屈辱も、アヴィニオンの幽閉も、大司教トマス・ベケットのカタベリ大聖堂内の暗殺も、トマス・モアの処刑もあり得なかつた。もちろん経済的基礎たる所領からいって王室領に匹敵する聖界領を保有する世俗内権力としての教会は、なお内面的宗教性^{レリギオシティ}たり得ていないが、世俗的権力の専一的支配を異質のもう一つの権力が制約することは、古代末期から織豊期にいたる時期を除いて、日本では見られなかつたことは注目されるべきである。日本型の「信仰のみ」^{ソウゴイデ}も、偉大な使命預言も、忽ち巨大な宗門と化し、旧にまさるエスタブリッシュメントと化した。激しく対立するかに見える体制にも反体制にも、現世内福祉のバツ・オスティナートが貫通していたのである。

都市人口と市域の広さからいって巨大な都市現象は存在したが、都市法による市民身分〔市風自由の原理〕と

市民自治権を空間的に保障した——領主の城郭ではない——市民居住区を守る城壁の欠如、市民による都市裁判権・築城権・铸貨権・武装権・治安警察権・公衆衛生権・そして各種の商工業ギルドの諸特権、ギルド代表による市参事会と市参事会議事堂に示される特権都市として、荘園の大海にかが島鳥群のように特殊な法圏をなし、しかも、集合領主として、都市周辺の土地を取得し、荘園領主に転化し、ここに都市は聖俗両界の領主とならんで、第三の領主団としてあらわれた。しかし非ヨーロッパ世界ではそのような特権都市は、萌芽のうちにつきみとられ、遂に存在し得ず、むしろライトツルギー的貢租請負的・相互規制の団体に編成替えされてしまう傾きがあった。総じて社会を流砂の人間砂山たらしめず、いくつかの誓約共同体により幾重にもブロックを堅固に組合せていく社会的集団形成原理は、さらに宗教改革の結果超越者の前に内面的に孤立した個人人格の自発的意志による集団形成により止揚されることによって、西ヨーロッパ市民社会へつらなつていった。それゆえに、このような砂山の「封建制」を不具戴天の敵視しても、独立自由な人格の自覚的集団 *voluntary association, Sozete* を創出しようがなかったのである。この意味ではヨーロッパ封建制は、「必要な経過点」であった。またこの流砂集団にこそ「無構造の構造」を生み出す根源があるのである。

(二) 非ヨーロッパ世界の近代化の前提

西ヨーロッパ以外の諸国の近代化の前提となる土地制度、領主——農民関係は「封建的」であるか否かを法則的又は時代区分的に論ずるのは、西ヨーロッパのそれが普遍妥当性を有することを前提とするが、ここでは西ヨーロッパのそれを索出的に用いることとしよう。

支配の構造

氏族制の崩壊をふまえて成立したギリシヤのポリス世界において、如何に不完全とはいえ、立法者・調停者・

僭主という存在があり、自由民總會、貴族評議會、王という「同等なる者の中のでくれた者 *primus inter pares*」の原理が見られた。同じく氏族制の崩壊をふまえて成立したローマ共和政下における政務諸官の権限の分割、任期一年、民会選出の原理と、元老院および身体不可侵の護民官とを有する政治体制は、オリエント的專政政治への訣別を意味した。ギリシャ世界でもローマ世界でも、オリエント的專制と現人神原理への逆流が見られたとはいえ、基本的に自由民の上に立つ社会という意味で、まさしく古典古代たる名に値する社会であった。ヘレニズムの世界の離散の民と原始キリスト教とが結合したところに、われわれはヨーロッパの原型を見出す。これに対して、非ヨーロッパ世界では、支配はどのような構造をもっていたか。世俗的な政治・軍事支配者と聖界領主とが分離対立することなく、未分化癒着して、「一人のみ自由」な体制となるか、王権と教権が鋭く対立緊張し、聖界領主が広大な聖界領・寺社領・神殿領を有し、たんに所領の比重のみならず、家産官僚や民衆の教育をも掌握して穩然たる政治勢力を形成するか。聖俗領地のうち公有地ないし共同地と農民託营地とはどのような比重を占めているか、聖俗兩界の領主のなかで、大中小規模の領主はどのような比重を占めているか。これらの点は土地所有と権力関係のあり方に大きな関わりをもっている。

次に、農民の土地所（保）有の条件は如何であるか。所（保）有地は誰から、どのような貢租負担条件で与えられているか。人身隷屬度の高い保有条件か否か。農業経営と灌漑治水との関係、したがって、水利をめぐる村落共同体連合又は共同体連合の機能への依存度が大きく、水利施設への公役負担が求められ、水利管理権が領主あるいは地主又は部族長の手にある場合には農民の共同体規制への隷屬度はどうなるか。

農民の再生産の条件について、所（保）有規模、経営規模、総じて農民の権利の総体たる西ヨーロッパ的「持分權」觀念が成立しているか、作付作物の種類と経営方法、共同地利用權、地代・貢租負担水準、地代・小作料、

貢租の内訳、即ち公共土木工事や水利施設への公役労働、賦役、生産物、および貨幣地代（又は小作料）の割合とそれらの農民経営に対する比重如何。また貨幣納貢租はどのような生産・市場構造で可能となるか。すなわち農民が余剰生産物を多くもたぬにも拘らず、貨幣納貢租が上から強制されたものである場合には、農民は窮迫販売するか、高利貸商人の手から金納貢租を前借りし、収穫後現物で清算するのを常としたから、農民の没落、土地の抵当流れと商人・高利貸の手への集積が見られる。この場合、政治的・軍事的観点から抑商政策をとろうとし、また自作農維持創設政策をとっても、農民の側に商人高利貸の支配から離脱する再生産の条件を欠いている場合には、有効たり得ない。逆に、農業経営と牧畜と手工業が様々な仕方でも組合され、農民が余剰生産物を自らの商品として市場と接触出来るか否か、さらに、そうした市場向け生産による所得の増大と、地代等の負担額の差額が農民の手もとに残り、農民層が全体として向上しうるような再生産の条件が成立し得るか、そして民富モントワイルの形成の可能性が出てくるか否かが、該社会の発展の可能性を決める条件となるのである。こうした農民層の再生産の条件の好転により、農民層が共同体規制および領主・地主・族長・商人・高利貸の支配を免がれ、民富モントワイルの形成の端緒をつかむことになる。外国貿易が当該国の産業構造をトラフィック型又はステープル型に編成替えし、「経済的合理性」の名のもとに民富の形成の萌芽を押しつぶしてしまうことがなければ、非ヨーロッパ世界にも自立の条件は与えられることとなる。

- (1) 大塚久雄「いわゆる『封建的』の科学的反省、同『生産力における東洋と西洋——西欧封建農民の特質——』（『大塚久雄著作集』第七卷、一三二―二四五、二四六―二五八ページ）、上原専祿『封建制度概念の多様性』（『歴史学序説』大明堂、所収）
- (2) マルク・ブロック、新村猛・森岡敬一郎他訳『封建社会』（みすず書房刊、一九七三―七四年）下、一五四、一五九―一六一、一六五ページ。ブロックは本書において朝河貫一の論著のほか、福田徳三、上原専祿氏の研究を引用している。

Asakawa, K., *The Documents of Iniki illustrative of the Development of the Feudal Institution of Japan*. New Haven,

1929) *Yale Historical Publications, Manuscripts and Edited Texts*, Vol. X); Do., 'The Origin of Feudal Land Tenure in Japan' (*Am. Hist. Rev.*, Vol. XXX, 1915); Do., 'The Early Sho and the Early Manor: A Comparative Study' (*Journal of Business and Economic History*, Vol. I, 1929)

福田徳川' Fukuda, Tokusa, *Die gesellschaftliche und wirtschaftliche Entwicklung in Japan* (Munchener volkswirtschaftliche Studien, Bd. XLII, 1900); Sansom, J. B., *La Japon: histoire de la civilisation japonaise*, 1938; 土原専祿 Uehara, Senroku, *Gefolgschaft und Vasallität in fränkischen Reiche und in Japan* (Wirtschaft und Kultur: Festschrift zum 70 Geburtstag von Alfons Dopsch, Wien, 1938).

ながガンスホーフ、森岡敬一郎訳『封建制度』改訂新版 序説 四、五ページ、七ページ注(2)参照。ガンスホーフは日本にじつじつ、E. R. Seligman and A. Johnson *Encyclopedia of Social Science*, Vol. VI, Art. *Feudalism: Japan* (by K. Asakawa), 44-45 Coulborn, R., *Feudalism in History*, Princeton, 1956, *Japan* (E. O. Reischauer) なしを参照しよう。

堀米庸三「封建制再評価への議論」(『展望』第八七号、一九六六年三月)において、堀米氏は欧米中世史家の日本封建制についての肯定的評価は、ライシャワーに特有のものではなく、欧米メデーヴァリストに共通の理解にもとづくものであり、それは故朝河貫一の見解に負う所多大なる旨指摘している。

なお、オットー・ブルンナー、石井紫郎他訳『ヨーロッパ——その歴史と精神』(岩波書店刊、一九七四年)、ヘルベルト・ヘルビック石川武・成瀬治訳『ヨーロッパの形成——中世史の基本的諸問題——』(岩波書店刊、一九七〇年)をも参照。

- (3) マルクス『ヴェラ・ザスリツチへの手紙』(国民文庫28所収、山之内靖『マルクス・エンゲルスの世界史像』(未来社刊、一九六九年)マックス・ウェーバー、林道義訳『ロシア革命論』(福村出版、一九六九年)、林道義『ウェーバー社会学の方法と構想』(岩波書店、一九七〇年)、同『スターリニズムの歴史の根源』(御茶の水書房、一九七一年) 保田孝一『ロシア革命とミール共同体』(御茶の水書房、一九七一年)ダニエロワ、荒田洋・奥田宏訳『ロシアにおける共同体と集団化』(御茶の水書房、一九七七年) 溪内謙『ソヴェート政治史』(勤草書房、一九六二年)、同『スターリン政治体制の成立』(I)(II)(III)(岩波書店、一九七〇—八〇年) (IV)は未刊)

- (4) 香山陽昇訳編『奴隸制社会の諸問題』(有斐閣、一九五八年)、太田秀通『共同体と英雄時代の理論』(山川出版社、一九五九年)、同『ミケネ社会崩壊期の研究』(岩波書店、一九六八年)、増淵龍夫『中国古代の社会と国家』(弘文堂、一九六〇年)などを参照。

- (5) マックス・ウェーバー、渡辺金一・弓削達共訳『古代社会経済史』(東洋経済新報社、一九五九年)、黒正巖・青山秀夫訳『一般社会経済史要論』(岩波書店、一九五四—五五年)、世良晃志郎訳『支配の社会学』(I)(II)(創文社、一九六〇—六二年)、世良晃志郎訳『都市の類型学』(創文社、一九六四年)、武藤一雄・蘭田宗人・蘭田坦訳『宗教社会学』(創文社、一九七六年)、世良晃志郎『封建制社会の法的構

造』木鐸社、一九七七年)。なおウエーバーの日本に関する史実については、東京帝大で行政法と政治学を講じた Rathgen, Karl, *Japans Volkswirtschafts und Staatshaushalt, 1891; Do, Japaner und ihre wirtschaftliche Entwicklung 1905; Do, Die Stadt und Kultur der Japaner, 1907* に負っている。

(6) 前注(一) 参照。

(7) 拙著『一般経済史』(筑摩書房、一九七八年)二六三―二七九ページ、拙著『現代世界の歴史構造』(リプロポート、一九八四年)参照。

(8) 前注(2) 参照。カーボーンに対する痛烈な批判は、増淵龍夫「歴史における類似と比較の意味―クルーボン編著『歴史における封建制』を読んで―」(思想)第四二二号、一九五八年)「歴史家の同時代的考察」について(岩波書店、一九八三年)二二五―二五五ページ。

(9) Weber, W. u. G. II. SS. 626-7 世良晃志郎訳『支配の社会学』下、二九三ページ。

二

諸「合理性」の対立緊張

市民社会 *civil society* の経済学は「経済人 *homo economics*」を前提とする。どの経済学入門書の序論にも経済学は経済的動機にもとづいて最も合理的に行動する人間を前提とすると記されていることは周知のとおりである。しかし最も合理的に行動する人間の「合理性」は、「経済的動機」のみに限らない。人類の歴史をかえりみると、人間はさまざまな生活領域において合理性を貫徹しようと努めてきたことは認められるであろう。こうした生活の全領域において合理性を追求していく生活態度は、研究史上《*Rationalisierung*》, *increasing rationality*》と呼ばれている。

たとえば、法の領域においては、法の作成・解釈および運用における論理的・一貫性の追求により、証拠と関連

法規と判例に照して、判決が「計算可能」であることが求められる。呪術的神託・神盟裁判・決闘・伝統的慣習や荘園の法規などによらず、商慣習に基づき、市民・商工業者出身の裁判官の裁判により、取引行為上の正当な主張が守られるという意味での法の合理性が求められる。しかし他面において、法が整合性をもてばもつ程実質的正義が見失われていくという矛盾にぶつかり、ここに、法の形式的合理性と実質的合理性との間の対立緊張が生じ得る。法は常に進行する事態を事後的に追うという性格をもち、又、如何に精緻を極めた法規といえども、複雑多岐にわたる事態を決疑論的にくまなくとらえつくすことは出来ないからである。⁽¹⁾

宗教もまた最も原初的な魔呪術から出発し、類感呪術にもとづく農耕儀礼・狩猟儀礼・漁撈儀礼・遊牧儀礼と、ある場合には祖霊崇拜とが結合しつつ、やがて地域的に統合され、文化的装いをとって神殿宗教と職業的祭司層をつくり出した。神殿礼拝と職業祭司は世俗王権と結びつき、使命預言者と激しく対立した。教会神殿礼拝は下部にオルギー的民間信仰を吸着しつつひろがっていき全土の統一的宗教となっていく。その礼拝は、多数の聖像・聖画と聖樂と、呪術的要素を残していた。また同一地域内に異なった信仰・礼拝の存在を認めなかった。一六世紀の宗教改革は教会の呪術的・感覚的礼拝を最大限に排除し、上から任命された教権的聖職者を排し、一般信徒を聖書に直結せしめ、彼らの禁欲的職業労働を通じて、神の栄光をあらわすことが求められた。ここにおいて聖俗二元性は撤廃され、全生活は窮極的価値にもとづいて一貫して組織化されることとなった。この方法的生括態度 *methodism* による宗教的合理化は、教権制および民間信仰との激烈な衝突を経て、内面的宗教性と自覚的信徒集団の形成にまでに到達した。このゼクテ (*conventicle, Sekte*) は市民社会の基礎細胞たる自覚的集団の原型たるものである。そしてこのゼクテは一六、一七世紀の西ヨーロッパの中産的生産者層を主要な構成員とし、それに若干のジェントリおよび大学出身者非国教徒をもつて構成されていた。呪術 *Magie, Zauber* から内

面的宗教性 Religiosität とゼクテ形成までのながい道のりは宗教の合理化の過程であった。⁽²⁾

〔I〕 パーリア・カピタリズム

「経済的合理化」はどのようにおこなわれたかをつぎに検討しよう。この問題を今ここで十分に取扱うことは到底出来ない。⁽³⁾資本主義の歴史に限ってみると、近世初期の遠隔地貿易において、原価が定かでない商品が様々な危険をのりこえてヨーロッパにもたらされた時、其らは途方もない価格で売捌かれた。この商法が「欺瞞と商略」と評されるのは、生産費が相互に明らかでないような条件のもとで、相手の無智と弱みにつけこみ、言い値で売りつけ、あるいは買ひ叩くのが遠隔地商人の常套手段であったからであり、商人は同時に海賊でもあった。こうした危険度のきわめて高いが、それ故にこそまた利潤率も極めて高い商法は、フェニキヤ人、ユダヤ人以来いつの時代にも見られ、中世末期の北イタリヤ都市（ヴェネツィア、ジェノヴァ、フィレンツェ等）の商人達の活動もそうであったし、スペインの都市セビリア商人も西南ドイツの巨商も、ネーデルランド諸都市の商人も、エリザベス朝時代の海賊兼商人もこの型の商人であった。アウクスブルクの巨商ヤーコプ・フッガーが一友人から「もはや充分な利益をえたのであるし、他の人々にも利益をえさせてやらねばならぬ」と隠退を勧められたとき、この忠告を無気力だといってしりぞけ、「私はまったくちがった考えであり、できるあいだは儲けよう」と言い切ったといわれるし、オランダのベイラント型商人が「利益のためには地獄に船を乗り入れて、帆が焼け焦げるのもかまわなかった」⁽⁵⁾のも、この種の商人・高利貸資本家の営利のあり方をよく示している。ひとたび戦争がおれば敵味方双方に武器弾薬・食糧・衣料などの軍需物質をうりつけ、「政治と経済とは別だ」と公言することも稀ではなかった。革命急進派でさえ革命政府の財政的理由の故にこの種の商人を排除・処罰出来るどころか、手を出すことも出来ず、革命の元勳として榮譽を与えることを余儀なくされた。この種の商人が没落したのは自

らの過剰投機によって破滅した場合である。一六世紀のヨーロッパにおいて王室・諸侯・法王庁・高位聖職者への高利貸は日常的であったし、その見返りに鉱山採掘権及び流通の独占権を与えられるのが普通であった。皇帝選挙や法王選出さえその資金力に物をいわせて左右することが出来た。御用貸付とその変更によって政権の帰趨を操作することも出来た。政治権力・宗教権力との結合・癒着はその特徴である。⁽⁶⁾

アダム・スミスはこれらの「上流階級 superior station of life」の社会経済倫理を“liberal and loose system”⁽⁷⁾とよび、その内容を「怠惰 idleness」「浪費 prodigality」「無慮 imprudent」「濫費 profusion」「愚行 misconduct」「軽佻 levity」「奢侈 luxury」「放逸 wanton」「乱行 disorderly mirth」「貞操廢棄 breach of chastity」と特徴づけ、彼らの政府の経済政策を「政府の浪費 public extravagance of government」と評したことは周知の通りである。⁽⁷⁾ マックス・ウェーバーは「無駄な気晴しや衣服、御馳走、無駄話、無益な交友、惰眠」「現世とそれが与えうる楽しみの無邪気な享楽」「戦争・軍需請負・国家独占・泡沫会社投機・君主の土木・金融企画を指向するような資本主義」「大金融業者・独占資本家・御用商人・御用金貸・植民地企業家・会社発起人」「野卑で粗野な生活の享楽」そして「人里はなれた荘園生活の理想、祖先への誇りを基とする自負の感情、家族の名誉」を特徴として挙げている。⁽⁸⁾ これらの商人・高利貸資本家の通婚関係、爵位・社会的榮譽への渴望、成上り者の卑屈感と優越感の奇妙な混淆、自己顯示的消費、そして何よりも、仲継貿易・高利貸・初期独占による手段を選ばぬ営利活動の果実たる富が再生産過程への再投資として還流せず、浪費され、あるいは土地所有への転化される点が注目されるべきである。イタリア・ルネッサンス世界の豪華絢爛たる芸術の集積と城塞的な大商人邸宅、豪華壮麗な館・庭園、大聖堂と墓所（聖ロレンツォ教会のミケランジェロ作メジチ家歴代墓所を見よ）や北欧カトリック圏の大聖堂などを審美的観点——この審美的観点から近代ヨーロッパ文化に接近しようとする者は、必ずや

ルネッサンスとリフォルマツイオンの関係、又はヨーロッパ近代の起点についての認識を誤るであらう！——を離れて、エートスエートス的社会的観点から観るとき、なぜこれらの地域に市民社会と資本主義がおこり得なかつたかを知ることが出来るであらう。

ミスミスミスミスによって「自由な、寛大な主義」と呼ばれた、手段を選ばない営利、経済的効率エフィシエンシーを極限まで追求しようとする営利行動、マックス・ウェーバーのいわゆる「パーリア・カピタリズムス」、すなわち「徴税請負」「戦費調達の」「商人的投機的」「高利貸的」「独占的・国庫財政的」「非合理的」資本主義は封建社会又は旧来の生産関係を商品経済にまき込むことによって部分的に蚕食し解体するとともに、他方において旧来の生産関係を利用し温存することもまた彼らの蓄積の基盤として必要でもあった。パーリア・カピタリズムスは他の社会を自己の要求する循環の中にまき込むや、自己に必要な限りにおいて在来社会の旧慣を破壊し改良するが、自己の古い体質の故に、在来社会の古い支配機構およびそこにおける古い商業・高利貸資本の営利と結合し、これを増幅する傾向を有する。後進国におけるパーリア・カピタリズムスは先進国と接触した場合、直接生産者層の自立と繁栄を基礎にして国民的生産力をうちたてて行く途を決してとらないどころか、アダム・ミススを引用して「自由貿易」の名のもとに生産者層を国際的商品流通の中にまき込み、そのうち国際流通場裡に利用し得ぬものは切捨て、他方自己の生産的基盤として再編成し得るものは、極限迄支配利用し、外部からの競争が激化すれば「経済的効率性エフィシエンシー」の鞭によって支配下の生産者層の皮も肉も削ぎ落して競争に堪え、打勝とうとし、遂にそれも不可能となった場合には、これらの利用しつくした生産者層を捨て去り、外部から最新技術を導入し、外圧に対抗しようとする。更にそれさえ不可能な場合には、上からの国内生産力の形成にさえも見切りをつけ、専ら仲継貿易に走るようになる。

パーリア・カピタリスムスの政治的保守性、権力寄生性・感性的解放と道徳的頹廢がいかに非難されようと、当該社会の構成員の最優先の価値規準が現世内福祉、すなわち経済的繁栄とその副産物である限り、パーリア・カピタリスムスは他のあらゆる動機を無視する最も徹底した「経済的合理性」であるが故に、決して排除・打倒されることはないであろう。パーリア的「経済的合理性」は、それに対抗する他の合理性、他の対立諸価値がパーリア性を阻み圧伏し得ない限り、無人の野を行くが如く横行するのを止めることは出来ないであろうことは、歴史の示し、又現に人の見るとおりである。人類の歴史をかえりみると、この「パーリア・カピタリスムス」を覆えた歴史的経験はないのであろうか。もしあるとすれば、それはどのような歴史的条件のもとに可能となったか、そしてどのようなエートスが勤労民衆の福祉を齎したのであろうかを、以下において検討してみよう。

〔II〕ホモ・エコノミクス

市民社会の経済学は「経済人 homo economicus」を前提としているが、市民社会の構成員の原型は一六、一七世紀西ヨーロッパの古典市民社会では“industrious sort of people”とか“labouring poor”とよばれた。この“industrious”とか“poor”という用語には上層階級の怠惰と奢侈に対立するものとして、又その担い手についても、倫理的に、高い評価が含まれていることに注意せねばならない。後アダム・スミスにより「中産および下層階級 middling and inferior station of life」と呼ばれた「勤勉な人々 “industrious people”, “industrious, sober and thriving people”」を同時代の人々は異口同音に「勤勉 industry」「節約 parsimony」「質素 frugality」「儉約 saving」「慎重 prudence」「用心 vigilance」「慎重 circumspction」「節制 temperance」「持続性 constancy」「節約の習慣 habit of economy」「勤労の習慣 habit of industry」「時間厳守 punctuality」と特徴づけていた。それでは、一六、一七世紀のビュウリタニズムの文献や、一八世紀前半のダニエル・デフォーや一八世紀後半

のアドム・スマスやベンジャミン・フランクリンのいう諸徳目と前述した「バーリア・カピタリズムス」、すなわちフッカー・ベイランド型の飽くなき営利の追求、我が国の実に適切な表現をかりれば、「人間は慾に手足の付たる物ぞかし」(西鶴)という人間の営利活動とはどこが違うのか。その差違は、第一に、担い手の歴史的條件、第二に、営利の「宗教社会学」的構造、に求めることが出来る。

〔一〕市民社会成立のための歴史的條件

(1) コモンウィールの原点

イギリスの経済史家ウィリアム・カニングムは、その著「コモンウィール」(一九一七年)の冒頭において、「国民全体のコモンウィール」はワット・タイラーの農民一揆にその出発点を求めることができるとしている。そして、この一三八一年のワット・タイラーの一揆の主力をなした農民および手工業者の意識は「コモン・センス common sense」と呼ばれ、そして彼らの利害に反する反社会的な貧欲な行動は common whore と呼ばれていた、と指摘している。⁽⁹⁾

すぐれた中世史家 R・H・ヒルトンは一三八一年の農民一揆の性格を比較史的に分析し、この農民一揆の舞台となったロンドンおよびその周辺のホーム・カウンティーズおよびイースト・アングリアの職業構成を見ると、農民は一五%から二五%、手工業者は二〇―三〇%から半ば以上に達し、日雇および年雇の労働者が二―五割を超えると指摘している。そして、このような農村の特殊な構造が、ワット・タイラー指揮下の一揆において農民が単独で露出した形で闘うのではなく、これと富裕な手工業者および都市の商人が連携することを可能ならしめ、その点において大陸の農民一揆と決定的に区別される、と指摘している。⁽¹⁰⁾

このように、コモンウィールの原点が、劣悪な経営条件のもとに、人格的隷属度の高い地代を負擔し、コモン

ウィール形成の契機をつかみ切れぬままに、領主・特権商人の側から打出されてくる商品経済の掌握政策によって、既得権さえ剥奪されていき、ついに絶望の果てに一揆に突入する、そういうみじめな農民ではなく、賦役が貨幣によって代納化され、農村内部に社会的分業が展開し、農民と手工業者の間に相互に分業がおこなわれる、そのような農民的貨幣経済の展開を踏まえて成立する勤労民衆の社会経済的な向上と繁栄である、という点が決定的に重要なのである。

このような倫理的資質を持つ勤労民衆“industrious sorts of people”、“labouring poor”の社会経済的繁栄は、市民革命期において、「民富」すなわち「コモンウィール commonweal」と呼ばれ、そのような社会層が社会経済的に繁栄するような体制は「コモンウェルス commonwealth」と呼ばれた。ジェイムス・ハリントンは「オセアナ」（二六五六年）において、「もし人民すべてが土地所有者であるか、あるいは一人または少数が人民を圧倒したりすることがないように土地が配分されているならば、その国はコモンウィールである」と述べている。

しかしこのような勤労民衆の社会経済状態が比較的良好かつ均質である状況は、ピューリタン革命期後半から王政復古期にかけてしだい後景に退くようになり、名誉革命期に入ると、リチャード・バクスターの晩年においては“Common Evil”に対して“Common Wealth”、“Comon Wealth”あるいは“Common best”、“common good”、“the good of the many”という表現にしたり変わり、“national benefit”という表現がしだいに表面に出てくるのである。

そしてやがてダニエル・デフォーを経てスマイスにいたると「中産階級 middle nation」あるいは「中産および下層階級 middling and inferior station of life」の利益が「ナショナル・インタレスト」であり、彼らこそ「ネーション」の中核であるという認識が見られるようになったのである。

同様に建国初期のアメリカ合衆国においてもベンジャミン・フランクリンは「中産状態 *mediocrity of fortune*」あるいは「*the whole body of the freeman*」こそ「ネイション」の中核であり、彼らの利益、彼らの繁栄こそ「パブリック・グッド」であり「コモン・グッド」であり、「ナショナル・インタレスト」であるとしている。⁽¹⁴⁾

(2) アダム・スミスにおける自然の順序論

さて、ダニエル・デフォーの著作から約半世紀後に書かれた『国富論』の第三篇の「第一章 富裕の自然的進歩について」において、スミスは一国民の富裕の進歩には「自然の経路 *natural course*」ないし「自然の順序 *natural order*」がある。すなわち、まず農業が栄え、そしてそのおのずからなる結果として工業が栄え、ついで農業と工業の繁栄のおのずからなる結果として商業が栄えるに至る。そして商業も国内商業（＝国内市場）から外国貿易へ、外国貿易もまた輸出貿易（＝国外市場）から輸入貿易（＝国内市場）、そして中継貿易（＝国外市場）という順で展開をするのだ。これが国民の富裕の自然の経路ないし順序である、と主張している。

しかし、「ローマ帝国没落以降」のヨーロッパ諸国では、さまざまな事情によって、この「自然の順序」が妨げられ、多かれ少なかれ不自然な、あるいは顛倒した順序をたどっている。そして不自然な径路をたどればたとるほどおのずからその国の富裕の進展は停滞的となるのに対し、「自然の径路」に沿った国は、より順調な発展を遂げるのだ。そしてヨーロッパの諸国の中で、イギリスはもともと順調な発展を遂げた国であることを指摘し、さらに北アメリカ植民地（とりわけニュー・イングランド植民地）は、もともと自然的な径路をたどり、したがってもともと急速に経済的繁栄に達し、やがて本国イギリスと根本的に対立する存在になるであろうと指摘していることは、人びとのよく知るところである。

(a) 農業の繁栄

さて、スミスはこのように、農業から工業へ、工業から商業へ、商業も国内市場から国外市場へ、そして中継貿易へという順序をたどることがもつとも「自然な径路」だといっているが、それは単に素材的に農業、工業、商業を論じているのではない。ここでスミスが農業の繁栄といっているのは、封建的土地所有、とりわけ賦役という地代形態から解放され、貨幣でこれを代納することが認められるようになり、その地代が実質的に減価していくとともに、農業経営の合理化によって生産力を高めていくことによって生じた農民層の社会的地位の向上を示す、あの独立自由な農民、すなわちヨーマン、およびそれとからみ合っただけであらわれてくる富裕な借地業者 *tenant farmer*、こうした歴史的社会的基盤の上に、古い封建的土地所有制度の下に見られなかったような労働生産性の高い農業が繁栄するといっているのである。(『国富論』第三編第二章)。

蔬菜栽培、果樹栽培、酪農経営、工業原料の生産等に示される農業経営の多角化と労働生産性の向上が農民層の経済的地位の向上に帰結するという点がここで重要な点である。ところで、ここで「労働生産性の高い農業」というのは、オスト・エルベの西欧向け穀物および麻糸生産とか、アメリカ南部のタバコ・棉花などの栽培あるいは今日発展途上国においてしばしば見出されるような、植民地時代にその根を持つような輸出作物をつくるプランテーション農業、あるいは地主・小作関係の下に輸出作物をつくるような農業の下で見られるような「農業の生産性の高さ」とは質的に違ひ、農業であるという点に注目しなければならない。

(b) 「農業の末裔」としての工業

スミスはさらに、こうした意味で、特定の歴史的社会的性格をもつ労働生産性の高い農業の発達から、おのずから流れ出てくる農民の余剰を購買力として成立するような「農業の末裔 *offspring of agriculture*」としての工業の繁栄を問題にしている。もちろん、「外国貿易の末裔」としての工業ではなくて、この「農業の末裔」とし

ての工業は、中世都市的なギルド制下におけるそれではなく、また単に農村地域で営まれる工業 *rural industries, industries in the countryside* でもなく、特権都市の外部すなわち *country* で自由に展開し始めた、あの分業に基づく協業の基盤の上に立つ労働生産性の高い「農村工業」*country industry* を意味する。（『国富論』第編第三章）。

この「労働生産性が高い工業」という意味は、「農奴、主マニユファクチュア⁽¹⁶⁾」や「封建的資本主義」や「ツンフト、資本主義⁽¹⁶⁾」ではなく、また植民地時代以来、あるいは独立後、本国ないしは外国資本によって打ち立てられた発展途上国の石油の採掘業あるいは鉱山業などに示されているような「労働の生産性の高い」工業ではないのである。

(c) 事物の自然な途

右のような特殊な歴史的社会的性格を持つ多様化された農業と工業の特有の結びつきの上に国内商業が繁栄し、そして溢れ出た生産物がさらに国外市場にもたらされ、こうした産業発展に必要な限りの原料が外国から輸入され、加工され、国内および国外に販売される。そして、そうした農↓工↓商発展の前提の上に立って、中継貿易が繁栄する。この道こそが「事物の自然な途 *natural course of things*」であるとスミスは考えたことは周知のとおりである。

このような、自然の発展の前提は封建的領主からはもとより、都市のギルドおよび農村の村落共同体規制からも解放された独立かつ自由な農民層の広範な成立である。したがって、もちろんそれは奴隷制あるいは、植民地、主制や部族、共同体的な支配から当然に解放されていなければならない。そのような歴史的社会的性格をもつ自由な生産者であるということである。

この点を逆の面からいうと、古い支配や共同体規制に十重二十重にからみつかれ、収奪を受けて、萎縮した農業、否、農民、その上に立つ工業の萎縮にもかかわらず、国際貿易ないしは中継貿易、およびそれと密接に結びつく特産物工業だけが繁栄をする、そういう不自然な顛倒した発展コース——今日なお後進資本主義になに程か影をおとし、また発展途上国にいたるところに見られるもの——ではないということである。

「インダストリー」とはそのような厳密な歴史的规定をうけた経済活動のあり方を指している。

〔二〕インダストリーの「宗教社会学的」構造

インダストリーの宗教社会学的構造については、経済学史・経済思想史の領域において、又、マックス・ウェーバー研究との関連で取りあげられてきた。

一七世紀のピューリタニズムの諸文献において「インダストリー」は生き生きとした本来の宗教的生命力をもつて語られていた。有名なリチャード・バクスターの諸著作のほか、たとえばアイザック・パロウは『勤労について五論 Of Industry in Five Discourses, London 1692』において、救済を熱心に追い求める者は、神の栄光を絶えず、よき業においてあげるように努めねばならぬとし、「事物の自然の途においては、勤労は富を獲得し、確保し、改善し、増大させる途である事は最も明白である」とし、インダストリーから諸々の徳が出て来るのだとしている。⁽¹⁷⁾

リチャート・ステイルの「ハズバンドマンズ・コーリング」⁽¹⁸⁾（二六七二年）や「トレイドマンズ・コーリング」⁽¹⁹⁾（二六八四年）、さらにフォーセット「信仰深い織布工」⁽²⁰⁾（第二版、一七七三年）や、ジョン・フラヴェル『信仰深い農民』や「信仰深い海員」⁽²¹⁾、ジョン・コリンズ「織布工の手帳」⁽²²⁾（二六七五年）についても同様である。これらの経済倫理はダニエル・デフォーの著作『英国商人大鑑』⁽²³⁾（二七二八年）に描かれている商工業に従事する人間の職業倫理として挙げられている「勤勉 diligence」「慎重 prudence」「忍耐 patience」「信用 credit」「正直 honesty」

「節儉frugality」等の徳目を経て、アダム・スミスの『道徳感情論』または『国富論』、さらにはベンジャミン・フランクリンの諸著作における理神論デイヴィズム的あるいは功利主義的な色彩を持った「資本主義の精神」へと流れ込んだものと考えることができる。

「インダストリー」以下の諸徳がコモン・グッドとなり得るのは、ピュウリタニズムの社会経済倫理のうちに、「インダストリー」と絡みあって以下のような一連の倫理的実践が働いたからである。

〔A〕インダストリーは、「定職・正業 regular trade, certain trade」における勤労であって、反社会的な職業労働ではない。「反社会的富 Wealth against Commonwealth」（ハンリー・ロイド）という語に見出されるように、営利活動とその果実である富は commonwealth と一致するそれと、それに反するものがあることは自明のことと考えられていた。勤労民衆の福祉と反するとは次のような内容を含んでいる。

第一に、売春、酒場・賭博場、高利貸など、営業内容について倫理的に疑いをもたれている場合には、ニュー・イングランド植民地では土地取得が許されなかったし、土地取得後これらの営業を開始した場合には、土地は没収され、追放処分に付されることさえあった。ヨーロッパでもカルヴィニズムの霜の降りしいた地方では同様の規制が加えられた。この種の営業が「営業の自由（現代でいえば「基本的人権」）の名のもとに「営業権」を主張し、又営業への各種規制を「営業権の侵害」と主張するが如きは、倒錯といふべきものであった。Commonwealth 下では common good や common best は自明の前提となっていて、無拘束の営利は認められなかったのである。近世初期の四季巡回裁判記録はこの種の記録に満ちみちている。「Commonwealth」に適訳がないことのうち、わが国の「インダストリー」が「ペーリアア力作型」（内田義彦）とされる所以がある。

第二に、遠隔地仲継貿易によって不当な利益を得た（又は、と思われた）場合、財産の没収、追放が見られた。

遠隔地貿易にはしばしば原価不明と売却価格のつりあげが見られるのは普通であったし、当該貿易商人自身の奢侈と見られる消費生活と宗教的アルミニアンの・リベルタンの立場とが結びついて、社会的制裁をうけた。

第三に、政治権力と結合し、王室・領主などへの御用貸の代償として、特定の生産物の生産および流通の独占権を与えられることは中世末期から近世初期のヨーロッパ各国で広く見られた。第三者を競争から排除して營業のチャンス^{チャンス}を独占するのは、不正競争^{アンフェア}であると看做され、激烈な反独占運動の対象とされた。エリザベス治世下に付与された「マインズ・ロイヤル・カンパニー」および「ミネラル・アンド・バテリ・ワークス」の独占権は一六二〇年代の議會下院における反独占運動で攻撃され、市民革命期に前者が破壊され、多数のドイツ人熟練工が殺害されたことは前述したとおりである。これらの二独占企業は、国民的産業である毛織物業と金屬工業の兩部門に関連する *patent of monopoly* だったし、また様々な保護・特権賦与にも拘らず経営が非能率であり、その生産物は粗悪かつ高価であったから、とくに集中的攻撃をうけたわけである。フランスでもドイツでも同様の独占企業が市民革命前に見られた。後進資本主義では、軍事的・政治的な自立と安全のための殖産興業政策において、この種の独占企業が前代からひき継がれ、拡大され、新たにつくり出されて、「工業化」の主流となったのである。そこでは独占・特権は反社会的とみられるどころか、必要物と看做されたのである。「国益」に貢献したからである。

第四に、元来インダストリーは局地内分業→地域的分業→国民經濟という社会的分業Ⅱ市場の展開を下から支えたものであるから、その果実たる富は民富 *commonweal* であって、社会的に生産されたものであった。それ故に社会的に生産された富は「神によって託されたタラント」として、私蔵又は浪費さるべきではなく、公的財産として追加投資され、また社会に還元さるべきものであったのである。従って遺産相続に当たっても、投資

資産を除き、最小限の遺族の生活費、成年に達するまでの子弟の教育費などを差引いた残りは財団その他へ寄附されるべきものとされた。草の根の無名の市民の間にかゝる財産観が定着しているからこそ、百万長者の寄附行為も社会的に強制されることにもなるのである。莫大な芸術コレクションも美術館に公開され、驚くべき古文書蒐集の成果は図書館・史料館に寄附又は買取られ、完璧な整理の後完備したカタログと共に公開され、また多数の史蹟・建築などは無名の市民の寄附による財団により管理・運営されることになるのである。こうした富の社会的還元があればこそ、不公正な手段によって蓄積され浪費される「反社会な富」という觀念が社会的な機能をもつのである。

第五に、インダストリーは「資本家」となる社会層のみならず、労働者となりつゝある社会層にもひとしく見られた。労働者（となりつつある社会層も、高度の注意力と責任感をもって労働し、賃金所得の合理的配分——賃金支払い直後の過度の飲酒や賭博はむしろ日常茶飯事であり、無一文にならないければ職場に復帰しないという労働のあり方の正反対のエートス——をおこなうエートスの持主であった。「合理的労働組織をもつ資本主義」（マックス・ウェーバー）といわれるのはヨーロッパにおける労働力の社会的存在形態が特有の質を有していたからである。

このように「勤」^{インダストリー}「節約」「質素」「慎重」……という諸徳^{ヴァーテュー}が、“industrious sort of people”, “labouring poor”, “middling and inferior station of life”という、すぐれて歴史的な社会層のエートスの内容であったという点がまづ指摘されねばならない。

〔B〕次に、この社会層の社会的性格について若干の指摘をしておかねばならない。

第一は、反権威的性格である。彼らは超越者である神に栄光を帰し、それ以外を塵^{ちり}の如く思うが故に、地上の

権威に叩頭し、拝跪し、爵位・位階・勲等をうけ、褒賞をうけることを潔しとしなかった。出自・身分・血縁・地縁・相続財産、あらゆる種類の閥など、自然的関係に関わるものに価値をおかなかった。支配者の宮廷からの距離（「寵愛」・「宮中席次」）についても価値をおかなかった。官憲オブリケイトリツヒ的カイトリツヒな干渉・「行政指導」に対する本能的ともいべき嫌悪が今なお経済摩擦の一因でもあることも知るべきである。

第二に、抵抗権思想を保持していた。「凡ての権威は神に立てられた」として尊重はするが、支配者の決定が神の意志に明白に違反する場合には「人に従わんよりは神に従うべきなり」とし、窮極的価値ニ神の前に良心の自由を守ろうとする抵抗権の思想が抱懐されていた。他方において「生ける神のみ手に陥るはおそるべきかな」（オリヴァ・クロムエル）という抵抗手段の無拘束性を抑える対抗原理も内蔵されていた。現世の権力の無限伸長の果にある皇帝教皇主義ツエザロ・バビスムスや現人神信仰ゴツァス・クザイ・ドクムに対して強く抵抗する被造物神化の拒否思想がある。この西洋封建制度からリベリズムへと流れる思想核心が近世初期には「産業的中産者層」と進取的ジェントリーおよび知識層によって担われた。何があつても、「商売第一」としかいえない「慾に手足のついた」「経済人」ニパリア・カピタリスムスと「ホモ・エコノミクス」とは全く異質のものである。

第三に、現世の魔術からの解放の徹底化による個々人の嘗てみない内面的孤独化の結果、感覚的、文化への原理的嫌悪を生み出し、人間的友情や援助に信頼をおかず、他方において合目的な隣人愛にもとづく集団形成を基盤とする社会秩序を形成しようとした。この新たな共同態形成の傾向は、被造物神化と人間的な対人関係への執着への激しい嫌悪と表裏の関係をなすものである。

第四に、被造物神化に対する不信は、呪術や供犠による恩恵授与の残滓を「迷信スーピリス・フエンボ」として一切排し、感覚的文化的享受に対する強い嫌悪と、服装・食事などの奢侈的消費に対する、市民的な家庭の清潔な堅実な幸福を

うみ出すこととなった。こうした厳しい禁欲的方法的生活態度は宮廷的・騎士的・投機的企画者たちの生活を支配する優雅な雰囲気と相容れないものであった。

古典・近代からすでに三〇〇年以上を経過して、嘗ての禁欲は色あせ、弛緩した今日においてさえ、嘗てピュウリタニズムの影響を強くうけたアングロ・サクソン社会においては、カトリック的・アルミニアン的世界と比較した場合、右の諸特徴は、なお歴然と看取されるであろう。

以上の警見を以てしても、市民社会の「ホモ・エコノミクス」と「パリア・カピタリズム」とは似ても似つかぬ人間類型であることは明らかであろう。そしてこの「パリア型」経済人の「経済的合理性」こそ最も合理的な経済競争力の根源として喧伝され、このような行動様式こそ「古典」経済学の教えるところに最も忠実な、「理論通り」の行動なのだと錯覚するにいたるのである。「日本の経済合理主義と競争出来ぬのは、余計な贅肉がついているからだ。その贅肉を削ぎ落せば競争力をつけることが出来るのだ」といった場合、市民社会の諸遺産を継承している人々は何と答えるであろうか、右の分析から明白であろう。「余計な贅肉」が人間として、社会としての贅肉であるか否かを驕慢な思い込みを捨ててもう一度考察さるべきであろう。

(1) Weber, Max, *Wirtschaft und Gesellschaft* 5 Aufl. 1972. I. SS. 181-198, II. 387-513 世良晃志郎訳『法社会学』（創文社刊、一九四四年）

(2) Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*. Bd. II. Kapitel V. SS. 245-381. 武藤一雄・藪田一人・藪田坦訳『宗教社会学』（創文社刊、一九七六年）。なお第七節—二二節部分訳は『世界の大思想』II—七、マックス・ウェーバー「宗教・社会論集」二〇九—三三七ページ。
Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, 3 Bde.

(3) 中村勝「『一般経済史』参照。

(4) Weber, Max, *Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus*. GA zFS. I, S. 33 梶山・大塚訳、上、四三—四一ページ。
(5) Weber, *Ibid.*, S. 42 梶山・大塚訳、上、五三—五二ページ。

- (6) 大塚久雄『宗教改革と近代社会』(みよす書房刊)・中村勝巳『アメリカ資本主義の成立』。
- (7) Smith, Adam, *An Inquiry of the Origins of the Wealth of Nations*, Glasgow ed. 1976. Vol. I, pp. 330-349, Vol. II, P. 788-816.
- (8) Weber, GA zRS, I, SS. 39, 167, 169 Ann. 1, 182 Ann., 183, 194 Ann. 4, 195 Ann. 2, 梶山・大塚訳『五六一七』, 一六九一―一七四一, 一〇六―一〇七, 一三〇―一三三, 一四一―一四二。
- (9) 丸山眞男『戦中と戦後の間』(みよす書房刊, 一九七六年)三〇一―三〇二頁。なお三三二―三三三, 三三六―三三七頁をも参照。
- (10) Cunningham, William, *The Common Weal: Six Lectures on Political Philosophy*, Cambridge, 1917, p. 1-2.
- (11) Hilton, Rodney, *Bond Men Made Free: Medieval Peasant Movements and the English Rising of 1381*, Temple Smith, London, 1973. 頁 25-134 『フォーヴ』一巻の『社会経済的基盤と分権化』, pp. 144-213*。
- (12) Harrington, James, *The Common-Wealth of Oceana*, 1656, ed. by S. B. Liljegren, Heidelberg, 1924, p. 15.
- (13) Baxter, Richard, *The Reverend Richard Baxter's Last Treatise*, copied and ed. by Frederick J. Powicke, with an Introduction by George Uuwin, 1691. (The John Rylands Library, *Bulletin*, vol. X 1926, pp. 162-222), pp. 179, 207, 210-211.
- (14) Franklin, Benjamin, 'Information to those who would remove to America, 1782'; 'The Internal State of America, being a True Description of the Interest and Policy of that Vast Continent, c. 1784' (Smyth, A., *The Writings Benjamin Franklin*, 1907, Hashell Hause Pubblis 1970, Vol. Ⅲ pp. 603-14.)
- (15) 平野義太郎『ラミニオン民主主義革命』日本評論社一九八四年六月一七―一八頁。
- (16) 大塚久雄『ラミニオン・シーマン・ロキーン』『経済史』(『著作集』第四巻) 三二―三三―三四―三六頁。
- (17) Barrow, Isaac, *Of Industry in Five Discourses*, London, 1693, pp. 21, 85-126, 146-7, pp. 100-101, "Natural course of things" 466 業民の住居の事。
- (18) Steel, Richard, *Husbandman's Calling, shewing the Excellencies, Temptations, Graces, Duties, &c. of the Christian Husbandman*, London, 1672.
- (19) Steel, Richard, *Tradesman's Calling, being a Discourse concerning the Nature, Necessity, Choice, &c. of a Calling in General*....., London, 1684. 本書は後『Religious Tradesman』と題された。
- (20) Fawcett, Benjamin, *The Religious Weaver: or Pious Meditation on the Trade of Weaving*, Shrewsbury, 2nd ed. 1773.
- (21) Flavel, John, *Husbandry spiritualized (The Whole Works of John Flavel 2 vols in one, 7th ed., Edinburgh, 1762, Book II pp. 156-204; Flavel, John, Navigation spiritualized, or A New Compers for Seamen. (The Whole Works, Book II, pp. 205-230)*

- (22) Collingse, John, *The Weavers Pocket-Book: or, Weaving Spiritualized*, London, 1675.
(23) Defoe, Daniel, *The Complete English Tradesman*, London, 1725¹, 1726², 2 vols. 1728.

本稿は一九八五年度福澤諭吉記念慶應義塾理事振興基金による共同研究「近代日本におけるリベラリズムの研究」の筆者分担分の一部である。